

1 総論

令和7年6月版

1 農業金融の体系

農業者が経営の改善を目的として投資を行う場合、これに対して融資することを「農業金融」と総称しており、一般資金と制度資金に区別される。

一般資金とは、農協、銀行等の一般金融機関が預貯金等で集めた自己資金を原資として、その金融機関独自の貸付条件で融資する資金である。

これに対して、制度資金とは、国、県が法令に基づいてその政策目標を遂行するために設けられた資金である。そのため、一般資金と比較して貸付利率が低利で、長期にわたって償還することができるといった利点がある一方、融資対象者、資金の使途が限定される等の制約がある。

2 制度資金

制度資金は、その原資により財政資金と系統資金等民間資金に区別される。

財政資金とは、国の財政融資資金を日本政策金融公庫等政府系金融機関を通じて融資するものである。

系統資金等民間資金は、農協や銀行等の一般金融機関の資金に国、県及び市町村が利子補給を行うことによって低利で融資するものである。利子補給とは、金融機関が所定の貸付利率で貸し付けることを前提として、国、県及び市町村が一定の利子補給率により算定した利子補給金を金融機関に対して交付するものである。したがって、農協等金融機関は、実質的には貸付利率に利子補給率を加えた基準金利で貸し付けたことになる。（基準金利＝貸付利率＋利子補給率）



3 制度資金の融資手続

(1) 借入申込

制度資金の融資を受けようとする者が農協等金融機関に借入申込をする必要があることは、一般資金と同様である。

(2) 行政機関による認定等の手続

制度資金は、政策目標を遂行するために融資されるものであることから、農協等金融機関に対する借入申込のほか、行政機関による認定、承認等の申請を行う必要がある場合が多い。

(参考) 行政機関に対する申請等が必要な、主な制度資金

資金名		貸付決定		計画認定・承認等		利子補給等承認		利子補助金等手続	
		申請者	決定機関	申請者	錠(認)欄	申請者	錠(認)欄	申請者	決定機関
公庫資金	農業経営基盤強化資金	借入者	公庫	借入者	推進会議	(注1) 市町村	市町村	(注1) 市町村	市町村
	経営体育成強化資金	借入者	公庫	借入者	(注2)				
	振興山村・過疎地域経営改善資金	借入者	公庫	借入者	県振興局等				
	農林漁業セーフティネット資金	借入者	公庫	借入者	(注3)				
	アグリビジネス強化(スーパーW)	借入者	公庫	借入者	推進会議				
	特定農産加工資金	借入者	公庫	借入者	県農政課				
	中山間地域活性化資金	借入者	公庫	借入者	(注4)				
	農業改良資金	借入者	公庫	借入者	(注5)				
系統資金等	青年等就農資金(注7)	借入者	公庫	借入者	推進会議				
	農業近代化資金	借入者	融資機関	借入者	(注6)	融資機関	県振興局等	融資機関	県
	天災資金	借入者	融資機関	借入者	(注3)			融資機関	市町村
	農業経営改善促進資金	借入者	融資機関	借入者	推進会議	基金協会	国		
	農業経営負担軽減支援資金	借入者	融資機関	借入者	(注7)	融資機関	県農業経済課	融資機関	県
	畜産特別資金	借入者	融資機関	借入者	国	融資機関	国 県 市町村	融資機関	国 県 市町村
酪肉支援資金	借入者	融資機関	借入者	国	融資機関	国 県 市町村	融資機関	国 県 市町村	

(注1) 平成23年度までに貸付決定が行われたもので、日本政策金融公庫の直貸分については借入者、それ以外については利子助成金の取り扱いに関する委任を受けた金融機関が申請者となる。なお、平成24年度の貸付決定分以降については、国が無利子化措置を実施しており、それに対する県の利子助成補助金の交付はない。

(注2) 借入希望者が集落営農組織又は農業参入法人の場合、若しくは資金使途に負債整理関係が含まれている場合は市町村特別融資制度推進会議の審査が必要。なお、資金使途が負債整理関係の場合は、推進会議の審査について融資機関への委任はできない。

(注3) 災害被害に係る申請については市町村の認定(罹災証明)が必要。

(注4) 事業計画に対して、県又は市町村の意見書が必要な場合がある。

(注5) 県地域振興局等での「農業改良措置(＝貸付資格)」についての認定が必要である。

(注6) 借入希望者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織又は農業参入法人の場合、市町村特別融資制度推進会議の審査となり、それ以外の場合は市町村金融経営協議会での審査となる。

(注7) 市町村特別融資制度推進会議の審査となるが、審査について融資機関への委任はできない。

(注8) 借入審査に当たり県等の意見書等が必要である。

4 債権保全措置

(1) 担保及び保証人

債権保全措置については、融資機関と借入者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証（農業信用保証保険制度）のいずれかを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ適切に行われるよう留意するものとする。

ただし、基金協会の保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き付することができない。

また、農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金のクイック融資の場合は、無担保・無保証人で融資を受けられる。

(2) 再判断

融資機関は農業者の経営能力等から見て、融資を行うことが困難であると判断した場合は、原則、当該農業者に対し、1年間地域振興局等普及担当部署などの指導を受けて経営能力の向上に努めるように求め、1年後に再度判断を行うものとする。

5 資金借入に際しての留意事項

(1) 事前着工の禁止

利子補給承認等以前に事業に着手することは、原則として認められない。

ただし、真にやむを得ない事情があるときは、公庫資金にあっては公庫又はその受託金融機関と事前調整を行い、農業近代化資金等系統資金にあっては知事の承認を得ること。

(2) 借入後の規制及び管理

ア 資金の長期滞留の防止

利子補給承認の後、長期間資金を利用しない場合は、資金の必要性が乏しいとして繰上償還を求められることがある。

イ 目的外使用の禁止

事業計画に記載したもの以外には資金を充当してはならない（やむを得ない事情がある場合は、事業計画の変更承認を受けること。）。

ウ 貸付限度額（融資率）の超過

事業費の減額、補助金の交付金額の増などにより貸付金額が貸付限度額（融資率）を超過することとなった場合、超過部分については繰上償還する。

エ 適正な資金払出

資金の払い出しは口座振替を原則とし、現金による直接払いはしない。

また、領収書、請求書、預金通帳等の証拠書類は保存しておくこと。

オ 経営状況の把握

融資機関は、借入者から提出される経営状況報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。

なお、借入者が認定新規就農者の場合は、その報告書の写しを地域振興局等の普及担当部署に送付する。

余 白